

建設工事制限付き一般競争入札に関するご案内（下水）

対象とする工事

発注予定金額が200万円超の建設工事を対象とし、単価契約にあつてはすべての案件を対象とします。下水道部が発注する管更生工事については、「管更生工事制限付き一般競争入札に関するご案内（下水）」をご覧ください。

対象とする方

本市の入札参加有資格者名簿に登録されている方が対象になります。

設計図書

この入札制度において発注する工事では、電子入札システムからダウンロードにより取得していただく必要があります。申請するしないに関わらず、取得していただけます。ただし、販売・市役所での閲覧は行いません。

申請方法

申請書と入札書を電子入札システムにより同時に提出していただきます。申請される方は、第一希望業種における経審点（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点））、市内業者については経審点（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点））に発注者別評価点を加えた点数を確認したうえで、指定日時に提出してください。

1. 申請できる方

原則として発注案件種目を第1希望業種とする市内業者が申請可能です。ただし以下の（1）から（3）に該当する場合は、実施要領に定めた業者の申請が可能です。

- （1） 発注案件種目の市内業者数が以下の表に満たないとき。
- （2） 公正な競争を担保できると思われる業者数が確保できないおそれがあるとき。
- （3） 緊急を要する工事、特殊工法などの高度な技術力を要する工事であるとき。

入札参加申請可能業者数

発注予定金額	入札参加申請可能業者
10億円以上	16者
3億円以上10億円未満	12者
1億円以上3億円未満	9者
5000万円以上1億円未満	7者
1000万円以上5000万円未満	6者
1000万円未満	5者
単価契約	5者

また、対象工事の発注予定金額に応じて、次の表に示す経審点（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点））、市内業者については経審点（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点））に発注者別評価点を加えた点数を有していることが必要です。ただし、1億円以上の工事に申請するには、特定建設業の許可を有していることが必要です。したがって、申請時点において特定建設業の許可を有されない方は、申請することはできません。許可区分が変わった時点で速やかに契約課まで申し出てください。

土木工事

工事 ランク	発注予定金額	建設業 許可	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点） （市内業者においては発注者別評価点を加えた点数）
A 4	2 0 億円以上	特定	1 4 0 0 点以上
A 3	1 0 億円以上 2 0 億円未満	特定	1 3 0 0 点以上
A 2	5 億円以上 1 0 億円未満	特定	1 2 0 0 点以上
A 1	3 億 5 0 0 0 万円以上 5 億円未満	特定	1 0 0 0 点以上
B	2 億 5 0 0 0 万円以上 3 億 5 0 0 0 万円未満	特定	8 8 0 点以上
C	1 億 8 0 0 0 万円以上 2 億 5 0 0 0 万円未満	特定	7 4 0 点以上
D	1 億 2 0 0 0 万円以上 1 億 8 0 0 0 万円未満	特定	6 8 0 点以上
E	1 億円以上 1 億 2 0 0 0 万円未満	特定	6 3 0 点以上
	5 0 0 0 万円以上 1 億円未満	一般	
F	2 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	一般	6 1 0 点以上
G	2 0 0 万円超 2 0 0 0 万円未満	一般	総合評点（P点）を有している者

建築工事

工事 ランク	発注予定金額	建設業 許可	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点） （市内業者においては発注者別評価点を加えた点数）
A 3	3 0 億円以上	特定	1 6 0 0 点以上
A 2	1 5 億円以上 3 0 億円未満	特定	1 3 0 0 点以上
A 1	5 億円以上 1 5 億円未満	特定	1 0 0 0 点以上
B	3 億 5 0 0 0 万円以上 5 億円未満	特定	8 8 0 点以上
C	2 億円以上 3 億 5 0 0 0 万円未満	特定	7 4 0 点以上
D	1 億 2 0 0 0 万円以上 2 億円未満	特定	6 8 0 点以上
E	1 億円以上 1 億 2 0 0 0 万円未満	特定	6 3 0 点以上
	5 0 0 0 万円以上 1 億円未満	一般	
F	2 0 0 0 万円以上 5 0 0 0 万円未満	一般	6 1 0 点以上
G	2 0 0 万円超 2 0 0 0 万円未満	一般	総合評点（P点）を有している者

電気工事、管工事

工事 ランク	発注予定金額	建設業 許可	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点） （市内業者においては発注者別評価点を加えた点数）
A 3	5億円以上	特定	1 2 0 0 点以上
A 2	2億円以上5億円未満	特定	9 0 0 点以上
A 1	1億2 0 0 0 万円以上2億円未満	特定	8 0 0 点以上
B	1億円以上1億2 0 0 0 万円未満	特定	7 0 0 点以上
	5 0 0 0 万円以上1億円未満	一般	
C	2 0 0 0 万円以上5 0 0 0 万円未満	一般	6 4 0 点以上
D	1 0 0 0 万円以上2 0 0 0 万円未満	一般	5 8 0 点以上
E	2 0 0 万円超1 0 0 0 万円未満	一般	総合評点（P点）を有する者

舗装工事、造園工事、その他工事

工事 ランク	発注予定金額	建設業 許可	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点） （市内業者においては発注者別評価点を加えた点数）
A 3	5億円以上	特定	1 2 0 0 点以上
A 2	2億円以上5億円未満	特定	1 0 0 0 点以上
A 1	1億2 0 0 0 万円以上2億円未満	特定	8 4 0 点以上
B	1億円以上1億2 0 0 0 万円未満	特定	7 0 0 点以上
	5 0 0 0 万円以上1億円未満	一般	
C	2 0 0 0 万円以上5 0 0 0 万円未満	一般	6 1 0 点以上
D	2 0 0 万円超2 0 0 0 万円未満	一般	総合評点（P点）を有している者

※発注予定金額1億円以上の案件は監理技術者の配置が必要です。

2. 申請できる件数

一度に公告される各工種の対象工事が2件以上あるとき、上の表の経審点（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評点（P点））、市内業者については経審点に発注者別評価点を加えた点数の範囲内で同時に申請することが出来ます。

3. 申請できない方

申請日当日において次の（１）・（２）のいずれかに該当する方は、その公告工事に申請することができません。

- （１） 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱による入札参加停止期間中である方
- （２） 東大阪市上下水道局下水道部建設工事業者指名選定要綱の指名の制限又は除外に該当する方

4. 近接工事

各発注予定工事ごとに、その近接工事件名と施工業者名を示します。近接工事を施工されている業者の方は、当該発注予定工事に申請することはできません。

5. 発注図書

電子入札システムよりダウンロードしてください。販売・市役所での閲覧は行いません。

6. 申請にあたって

「電子入札参加に関する一般的事項（下水）」を熟覧されたうえ、入札書とともに申請書、工事費内訳書を添付して、電子入札システムにより送信してください。

7. その他

申請において、公正・公平な入札が確保されないと判断し得る事象が生じた場合、その申請は無効とします。

入札参加者の公表

申請日の翌日（閉庁日の場合は翌開庁日）に開札を行います。開札直後に、入札参加業者、応札額及び落札候補者を東大阪市電子入札情報の[「発注案件情報・入札結果一覧」](#)（外部サイトへ移動します）において公表します。

落札者の公表

開札後、入札参加業者のうち最低応札業者（くじの場合は、くじ順1の方）を落札候補者とします。落札候補者に対し事後審査を行い、条件に適合していれば、その方が落札者となります。落札者が決定次第、東大阪市電子入札情報の[「落札者情報一覧」](#)（外部サイトへ移動します）において公表します。

問い合わせ先

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市上下水道局下水道部下水道総務室総務契約課

電話 06-4309-3246（直通）

メールアドレス gesui-nyusatsu@city.higashiosaka.lg.jp